

計		同三年	同二年	同一年
		一、二六四	六、三九七	三、五〇七
同四年	二、〇〇五	一、二七七	一、二七七	一、二七七
同五年	三、〇〇七	二、〇〇五	二、〇〇五	二、〇〇五
		一五、二七五	一五、二七五	一五、二七五
		七、九六四	六、四三〇	五、六二〇
		七、九六四	三、五八三	三、一九三
		七、九六四	六、七七六	二、八九〇
		七、九六四	一、二七七	一、二六四
				開拓使調

○此表原書ニハ郡領ノ戸口ヲ一々舉ゲタレドモ、今之ヲ略シ、此ニ總計ノミヲ掲ク、

〔倭訓
案前編五〕えぞ

毛人島をいへり○
略中

文字なし、繩を結び木に刻して記とす、又醫業なし、死

すれば山に埋む、其人の秘藏せし物は一所に埋み、家は焼すて、殘る家内の者は別に住也、其妻三年の内かむりものし慎む、又再嫁せず、凡て易産にて、直に海に入て、血のさわぐ事なし、生兒も海にあらひて虫けづく事あらずとぞ○
略中 家は鹽がまの如く、入口まがりて、外より内は見えず、晴天に獵船を出す時は、濱邊へ小屋を造り、妻子ともに居とぞ、男少く女多く、一夫に七八婦あるに至る、長壽の地なり、衣服は、木皮、熊皮、狐皮等を用う、家内にて色情をいふはいとはず、他人來居ときに色欲の事などいへば、甚怒りて、七ツの償物を出す、其物は、鎗、太刀、矢筒、煙草、米餅、衣服也、人家に入ば、三度いたゞきて禮をなす、やいくるしかれ、ゑよろれといふは、息災なるといふ、挨拶也、父子夫婦兄弟の間、次第分差ありとぞ、

〔東遊雜記十三〕蝦夷と稱せるは、夷の總名にして、島の名にはあらず、古書に奥州蝦夷越後蝦夷と記せるを以て玄るべし○
中 今世にいふ蝦夷の地は、必ず松前侯の支配にもあらず、島の主といふもなく、領主地頭といふ事は玄らぬ所にて、日本にていふ一門々々に、ヲトナと稱せる夷有て事濟なりといふ、元より五穀不生の地、金銀錢も不通にして、おのく山に狩し、海上に漁りを業